

船橋都市計画防火地域及び準防火地域の変更理由

船橋市の南西部に位置する山手地区は、昭和初期より大規模工場が進出し、工業地域が形成されてきたが、戦後になると新たな工業集積は主に臨海部に集約されるようになり、近年では工業地からの土地利用転換が進行している地区である。同地区は、船橋市都市計画マスタープラン（令和４年１１月）において、地区内の特性に応じ、住環境と工場の操業環境の調和に努め、「住工調和地区」としての形成を図るとともに、周辺市街地としての魅力の向上や、緑のうるおいを感じる安全・安心なまちを目指すため、地区の実情やニーズにあわせた段階的で柔軟なまちづくりを行うものとしており、特に新船橋駅周辺においては、段階的なまちづくりに応じて、都市計画の見直しを検討しながら「地区拠点商業地」としての形成を図るものとしている。

本変更は、地区拠点商業地として商業機能の維持を図る区域について、用途地域を近隣商業地域へ変更することに併せて、用途地域を変更する区域を都市防災上の観点から、適正な準防火地域に変更するものである。

船橋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（船橋市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 36ha	
準防火地域	約 397ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

[理 由]

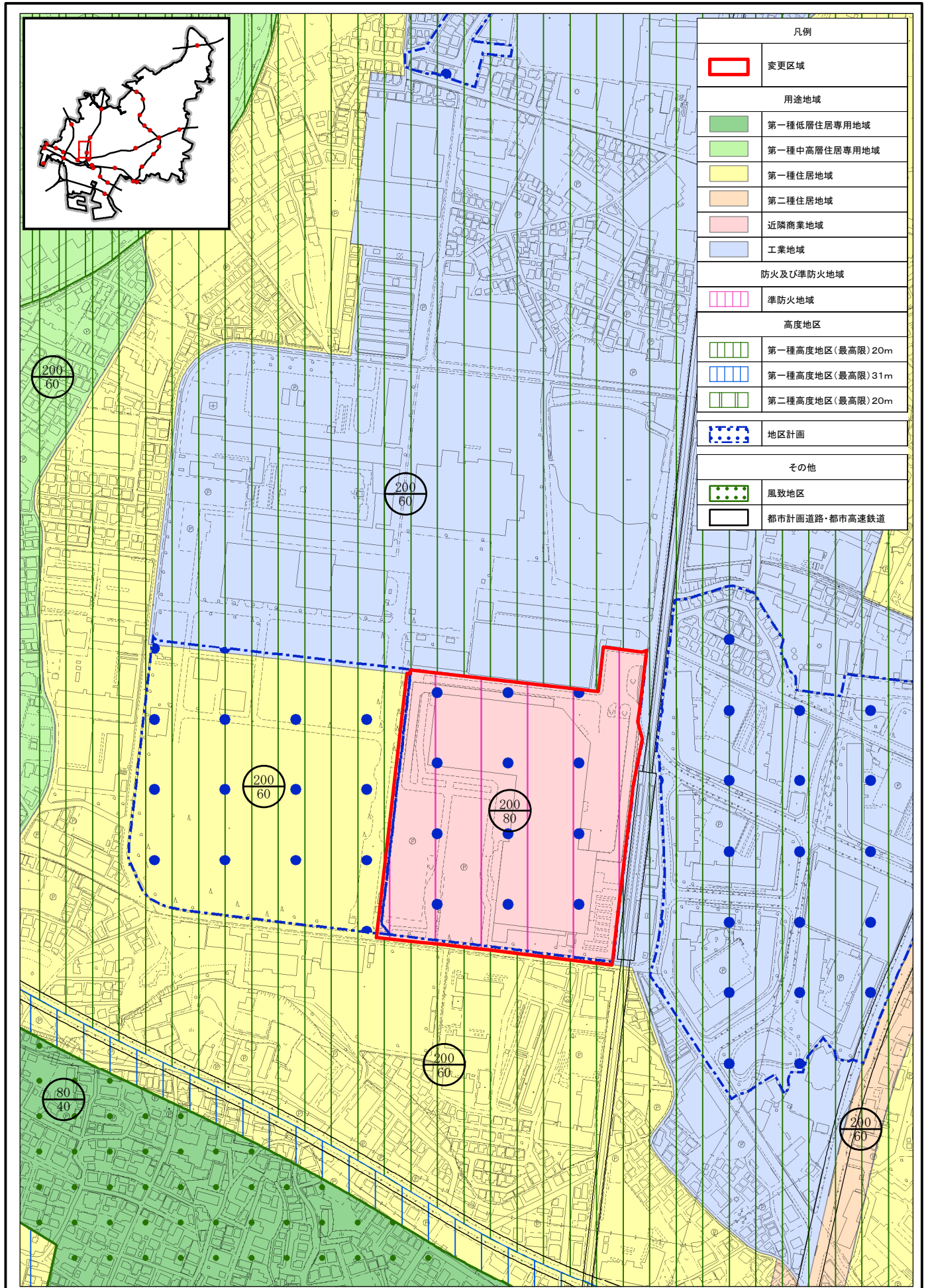
船橋市の南西部に位置する山手地区は工業地域が形成されてきたものの、近年工業地からの土地利用転換が進行している地区である。

本変更は、地区拠点商業地として商業機能の維持を図る区域について、用途地域を近隣商業地域へ変更することに併せ、都市防災上の観点から適正な準防火地域に変更するものである。

船橋都市計画防火地域及び準防火地域の変更新旧対照表

種類	面積		備考 (面積の増減)
	新	旧	
防火地域	約 36ha	約 36ha	
準防火地域	約 397ha	約 391ha	約 6.4ha

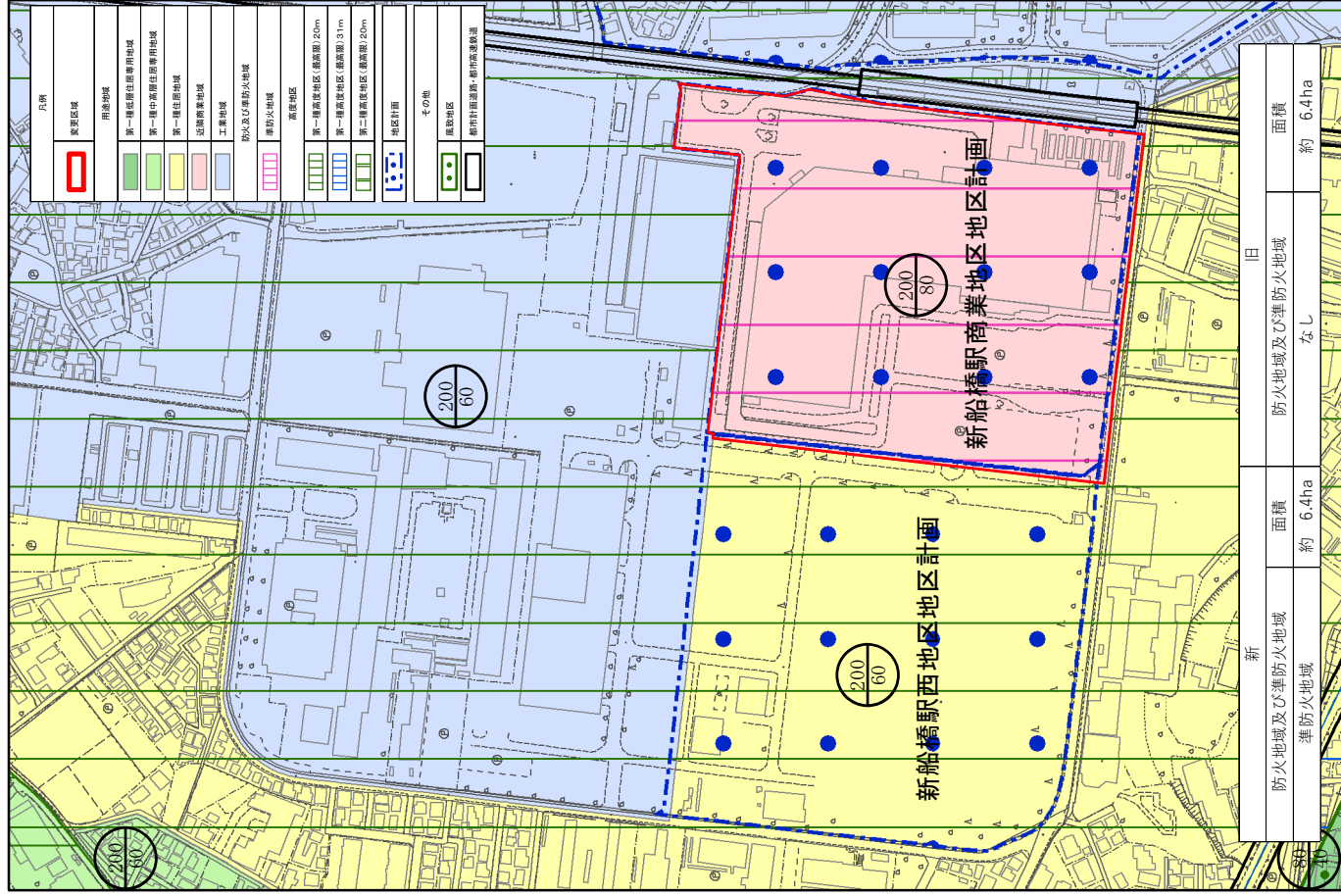
計 画 図



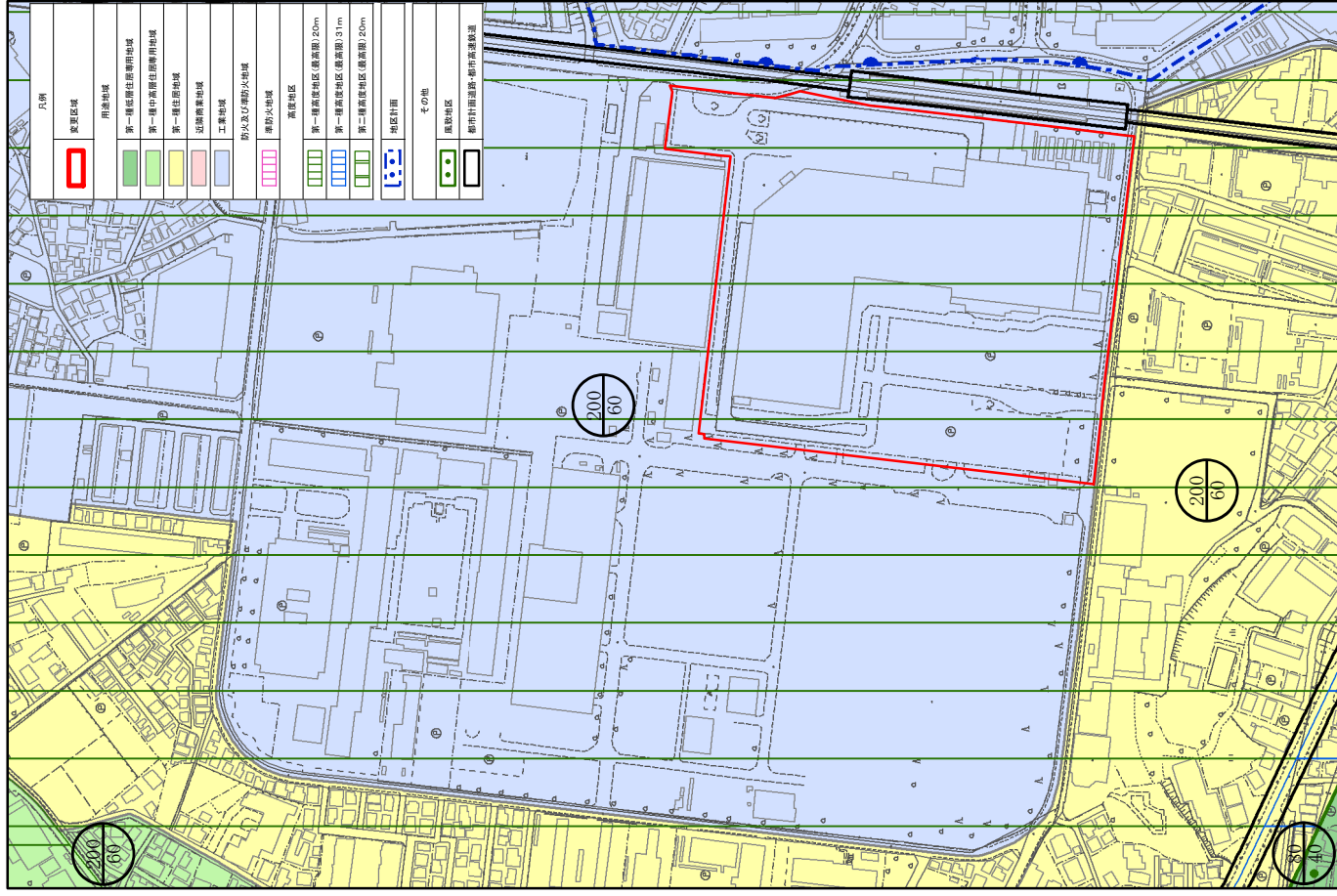
1:5,000

新旧対照図(変更後)

新旧対照図(変更前)



1:5,000



1:5,000